

平成二十一年四月八日提出
質問第二一九一号

ロシア政府による中国人を対象とした観光ビザ免除の対象地域の拡大に対する外務省の見解等
に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

ロシア政府による中国人を対象とした観光ビザ免除の対象地域の拡大に対する外務省の見解等
に関する質問主意書

本年四月八日付北海道新聞四面に、「ロシア 中国人の観光ビザ免除 北方四島も対象に」との見出しで、ロシア政府が、中国人の観光ビザが免除される対象地域に、新たにサハリン州を加える旨報じる記事（以下、「道新記事」という。）が掲載されている。右を踏まえ、質問する。

一 「道新記事」を外務省は承知しているか。

二 「道新記事」にある様に、ロシア政府が中国人の観光ビザ免除対象地域にサハリン州を付け加えるというのは事実か。

三 二が事実ならば、中国人にとって、我が国固有の領土である北方四島にロシアの管轄権に服した形で訪れることがより容易になり、ロシアの不法占拠の既定事実化が進み、我が国の国益を著しく損ねることになると考えるが、外務省の見解如何。

四 二が事実ならば、外務省としてロシア側に事実確認の問い合わせをしているか。

五 二が事実ならば、外務省としてロシア側に抗議をしているか。

六 中国以外に、現在ロシア政府により、サハリン州への観光ビザが免除されている国について、外務省として把握しているか。

七 外務省として、六の国々に対し、ロシアの管轄権に服した形で北方四島を訪れることを控える旨の要請をしているか。

八 七で、しているのなら、どの国の誰に対して、誰が、いつ、どのような場でどのような方策をもって要請をしたのか、それぞれ詳細に説明されたい。

九 七で、していないのなら、それはなぜか説明されたい。

右質問する。